

(目的)

第1条 この規程は、大分大学利益相反ポリシー（平成18年3月27日制定）に基づき、国立大学法人大分大学（以下「本学」という。）の産学官連携活動を中心とした社会貢献活動（以下「社会貢献活動」という。）における職員等の利益相反マネジメントの適切な推進に資することを目的として、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程第2条第3項第2号に規定する部局をいう。

2 「部局長」とは、前項に規定する部局を掌理する者をいう。

3 この規程において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 国立大学法人大分大学法人規則第4条第1項に規定する役員及び同第2項に規定する職員

(2) その他第4条に規定する利益相反マネジメント委員会が指定する者

4 この規程において「利益相反」とは、次に掲げる状態をいう。

(1) 社会貢献活動により生じる、職員等が国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体（以下「企業等」という。）から得る私的利益と職員等の責務が対立する状態（個人としての利益相反）

(2) 本学が得る利益と本学の社会的責任が対立する状態（本学としての利益相反）

(3) 本学における職員等の職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行の責任が両立していない状態（責務相反）

5 この規程において「利益相反マネジメント」とは、前項の利益相反を適正に把握・管理することをいう。

(対象事象)

第3条 利益相反マネジメントの対象となる事象は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 職員等が社会貢献活動（企業等における兼業活動、共同研究及び受託研究、自らが関わる知的財産権の企業等への譲渡及び実施許諾並びに企業等からの研究員の受入れ等を行う場合、次のいずれかに該当するとき。

ア 企業等から一定額以上の金銭の供与を受ける場合

イ 企業等から一定額以上の物品等の供与を受け、又は購入する場合

ウ 企業等から一定比率以上の持分の株式、出資金、新株予約権及び受益権等を取得する場合

エ 学生及び大学院生を社会貢献活動に参加させる場合

(2) 前号に規定する一定額及び一定比率については別に定める。

(3) その他委員会が対象事象と認めた場合

(委員会)

第4条 利益相反マネジメントを適正に管理するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項

(2) 利益相反マネジメントガイドラインの制定及び改廃に関する事項

- (3) 利益相反マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 利益相反に関して個々の事例が本学として許容できるか否かの審議及び必要な勧告に関する事項
- (5) 利益相反の情報公開に関する事項
- (6) その他利益相反に関する重要事項

(組織)

第6条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 3人
- (2) 教育研究評議会の評議員 各学部から1人
- (3) 事務局長
- (4) 総務部長
- (5) 研究推進部長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 前項第2号及び第6号の委員は学長が任命する。

(任期)

第7条 前条第1項第2号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、第6条第1項第1号の理事のうちから学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第9条 委員会は、原則として年1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(会議)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(利益相反ワーキンググループ)

第12条 委員会は、委員会の審議を支援し、職員等の利益相反行為に関する相談に応じるとともに、必要な助言又は指導を行うため、利益相反ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は委員会が別に定める。

(アドバイザーボード)

第13条 委員会は、利益相反マネジメントを適切に実施するため、学識経験者及び弁護士等の外部の専門家により構成する利益相反アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）を設置する。

2 アドバイザリーボードに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(窓口の設置)

第14条 職員等から利益相反マネジメントに関する相談又は通報を受付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2 相談窓口の設置に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(利益相反マネジメントのための調査)

第15条 第5条第3号に規定する調査は、次に掲げる方法により実施する。

- (1) 利益相反自己申告書の提出
- (2) ヒアリング
- (3) カウンセリング
- (4) 追跡調査
- (5) その他利益相反マネジメントのための調査について必要と認める方法

2 前項各号による調査の実施手続は、委員会が別に定める。

(審議等の手続)

第16条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、職員等の利益相反に関して本学として許容できるか否かについて審議する。

- 2 委員会は、前項の審議の結果、必要と認められる場合は、当該職員等に対して審議結果を通知し、利益相反に関する勧告を行う。
- 3 委員会は、前項の審議結果及び勧告の内容について、学長に報告する。
- 4 委員会は、第2項の勧告が行われた場合、当該職員等の遵守状況を追跡調査する。

(異議申立て)

第17条 当該職員等は、前条第2項の審議結果及び勧告の内容に不服がある場合は、勧告を受けた日から起算して14日以内に書面をもって委員会へ申立てを行うことにより、再度審議を求めることができる。この場合において、委員会は再度審議を行い、その結果を当該職員に通知するとともに、学長に報告する。

- 2 委員会は、前項による審議の結果、異議申立てに理由がないとされたときは、当該職員に対し、その旨を通知する。
- 3 委員会は、第1項による審議の結果、異議申立てに理由があるとされたときは、当該勧告を取り消し、又は変更を当該職員に通知する。

(研修の実施)

第18条 委員会は、利益相反マネジメントの啓発のために、職員等に対し適宜研修会を開催する。

(情報の公開)

第19条 委員会は、社会に対する説明責任を果たすため、利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表する。

- 2 委員会が許容し得ると判断した利益相反及びその行為については、これに係る学外からの調査等に対して、委員会が対応する。
- 3 委員会は、学外への情報公開に当たって、職員等その他の者の個人情報の保護に留意するものとする。

(守秘義務)

第20条 委員会の委員は、その任期中及び任期満了後において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 第11条の規定により委員会に出席を求められた者、第12条に定められたワーキンググループに関与する者、第13条に定められたアドバイザリーボードの委嘱を受けた者、及び委員会の事務に携わる者については、前項の規定を準用する。

(事務)

第21条 利益相反マネジメントの事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

2 臨床研究に関する利益相反マネジメントに関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、別に定める。

附 則 (平成21年規程第57号)

この規程は、平成21年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年規程第38号)

この規程は、平成23年4月20日から施行する。

附 則 (平成24年規程第107号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第45号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第34号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。